

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合 誠

路 線 名	県道大間木蕨線
供用開始の区間	川口市芝四丁目二六〇三番一号地先から 同市芝四丁目二六〇〇番一号地先まで
供用開始の期日	令和八年三月三十一日
備 考	令和八年二月二十七日付けさいたま県土整備 事務所長告示第三号で告示した道路区域の供 用開始である。 延長一五・一〇メートル